



人と建設企業、世界をつなぐ

# 建技人

KEN GI JIN 03  
2024 winter

## MESSAGE

JAC理事長 三野輪 賢二

×

一般財団法人建設業振興基金 理事長 谷脇 暁  
対談

## PERSON

JAXA宇宙飛行士 古川 聡さん  
インタビュー

## MOVEMENT

海外の動向

## CLIP

受入企業の好事例

## VOICE

JAC活動レポート

## HINT

共生のヒント

## COMICS

ジャックの日報

## SYMBOL

友好のシンボル

## IDEABOOK

親睦のアイデア帳

## JAC NOW

JACの取組報告

## SERVICE

特定技能の受入支援サービス

## INFORMATION

コールセンターからのご案内



KEN GI JIN

人と建設企業、世界をつなぐ

VOL.03

2024 | winter

2024年12月1日発行

発行：一般社団法人建設技能人材機構 〒105-8444 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル9階  
編集・デザイン：株式会社KeyProCreative 取材：株式会社KeyProCreative 印刷：大村印刷株式会社



一般社団法人  
建設技能人材機構  
Japan Association for Construction Human Resources

本誌掲載内容の無断転載を固く禁じます。

「建技人—KEN GI JIN—」に関するご意見・ご要望

MAIL : info@jac-skill.or.jp

建技人ホームページはこちら

<https://kengijin.jac-skill.or.jp/>



MESSAGE

- 03 受入環境の整備・改善が  
日本の建設業の持続可能な未来をつくる  
JAC理事長 三野輪 賢二 × 一般財団法人建設業振興基金 理事長 谷脇 暁

PERSON

- 07 「イージーゴーイング」でいこう  
JAXA宇宙飛行士 古川 聡さん



REGULAR

- 11 MOVEMENT | 海外の動向  
設計業務をベトナムへ移管する  
新しいカタチの海外展開  
株式会社菅原設備 SUGAWARA VIET NAM Co.,Ltd
- 13 CLIP | 受入企業の好事例  
受入れのために寮を改築 共同生活で育む仲間との絆  
新妻鋼業株式会社
- 15 VOICE | JAC活動レポート  
ベトナム人の技能向上を目指し  
内装仕上げ研修コースを開催  
JAC事業部
- 17 HINT | 共生のヒント  
入管法の改正と育成就労制度の創設  
弁護士法人 Global HR Strategy 代表社員弁護士 杉田 昌平さん
- 19 COMICS  
ジャックの日報  
作・福田 雄一
- 21 SYMBOL | 友好のシンボル  
インドネシア初の地下鉄  
独立行政法人 国際協力機構(JICA)
- 22 IDEABOOK | 親睦のアイデア帳  
ツン ザン ティ ッ バム (ベトナム版“お袋の味”として親しまれる卵料理)
- 23 JAC NOW | JACの取組報告  
#3 研修・訓練参加の特定技能外国人が各国から続々入国
- 25 SERVICE | 特定技能の受入支援サービス  
受入企業のお役立ち支援!  
25 研修・講習サポート  
26 日本語講座・一時帰国支援・CCUS手数料支援・補償制度  
27 オンライン特別教育
- 29 INFORMATION | コールセンターからのご案内  
特定技能2号についてのよくあるご質問

人材不足に悩む建設業界にとって、いまや外国人材の受入れは必要不可欠な取り組みとなっています。そうした社会的ニーズを背景に、JACでは受入企業と外国人就労者のサポートをはじめ、よりよい受入環境の構築を目指した活動を行っています。

会員の皆さまに、その活動内容についてよりご理解いただきたく、発刊したのが「建技人-KEN GI JIN-」です。

コンセプトは「JACが見える機関誌」。

JACの活動内容、外国人雇用に関する最新情報やトレンドなど、受入企業にとって有益な情報を発信しています。

当誌がJACと読者の皆さまとをつなぐ媒体となり、円滑なコミュニケーションを実現できるよう、当機構職員一同、尽力いたします。

JAC(一般社団法人 建設技能人材機構)  
建技人-KEN GI JIN- 編集部一同

表紙写真: 上から  
・社員寮のリビングで食事(新妻鋼業株式会社)  
・羽田空港で記念撮影(行方建設株式会社)  
・ベトナムでの取材の様子  
・ベトナムでの技能訓練の様子  
・菅原代表とフォン社長(菅原ベトナム)  
・社員寮の畑で野菜を収穫(新妻鋼業株式会社)  
・ジャックの日報「日本名」の1コマ  
・福岡国際空港で記念撮影(株式会社イマムラ)  
・「内装仕上げ研修コース」の授業風景

# 受入環境の整備・改善が 日本の建設業の 持続可能な未来をつくる

## Message

JAC 理事長

**三野輪 賢二**  
Kenji Minowa



一般財団法人  
建設業振興基金 理事長

**谷脇 暁**  
Satoru Taniwaki

### 外国人材を惹きつける 魅力づくりが必須になる

— 外国人材が増加している現状について、お二人のご意見をお聞かせください

**三野輪** まず日本の建設業界では、日本人の入職者が著しく減少しているのが現実です。特に若年層になると、建設業に興味をもたない、もってもらえないという状況が続いています。しかし一方では、近年多発している災害への対応や、インフラ整備のニーズが高まり、現在の日本の

労働力だけでは需要を満たすことが難しくなっています。そのため、技能実習生や特定技能外国人を求める声は増えており、採用が急速に進んでいるのです。これまで特定技能外国人の受入れ人数の目標数は3万4,000人でしたが、2028年度までに受け入れる外国人の見込み数を最大で8万人としました。JACとしては、この目標に向けて積極的に活動を進めていく考えです。

**谷脇** 特定技能制度の創設が2019年ですから、短期間で8万人の外国人材を採用するのは大きな挑戦になると思います。しか

し、少子化が進むなかで、日本人労働力の減少は避けられないでしょう。建設業界の持続可能な発展を支えるためには、外国人材の確保が不可欠です。8万人という数字は、あくまでスタートラインであり、今後さらに増やしていかなければならないと感じています。とはいえ、外国人に数ある国のなかから日本を選んでいただくことは容易ではありません。建設業界に外国人材を惹きつけるためには、魅力的な職場環境を作り出す必要があります。

**三野輪** さらに、他の業種でも特定技能外国人の募集が盛んになっています。最近

では、イオンがグループ企業を通して2030年度までに4,000人の外国人材を受け入れる計画を進めていることを発表しました。こうした動きは各業界で見られ、国内での競争が激化することが予測されます。建設業界もより多くの外国人材を惹きつけるための施策を講じる必要は間違いなくあるでしょう。

**谷脇** そうですね。特定技能として活躍できる外国人材を確保するには、その前段階の人材をどれだけ集められるかが鍵となります。そのためには、日本だけでなく、海外でのプロモーションも欠かせません。

JACが海外で行っている取組みは、まさにその一環であり、非常に重要な役割を果たしていると思います。

**三野輪** ありがとうございます。2024年8月にはインドネシアで学校関係者と学生、また日本や現地のメディアも呼んで、職種別に現場を再現して仕事内容を体験していただく建設業務体験会を開催しました。また、今後は同様の取組みを他国でも展開していく予定です。日本の建設業の魅力を戦略的に海外へ伝えていくPR活動は今後必須になると考え、徐々に進めています。



## スキルアップの機会を提供することも重要

### —より良い外国人材を採用するためにはどんなことが必要でしょうか？

**谷脇** 外国人材を受け入れるだけでなく、彼らが日本の建設業界で長く働けるようにするための教育訓練も重要だと思います。日本就労者と同様に、外国人材にも継続して働いてもらうためのフォローは不可欠です。特に、彼らが特定技能1号、2号に移行できるような道筋を支援してあげることは必要でしょう。本財団が運営しているCCUS(建設キャリアアップシステム)も、この支援の一環として重要な役割を果たすと考えています。具体的には、CCUSを通じて、技能や資格の取得状況、勤務履歴などが一元管理され、適切な評価と報酬が得られる仕組みが整います。これにより、外国人材にとってもキャリアパスが見えやすくなり、モチベーションの向上にもつながるはずです。

**三野輪** 私たちもCCUSが多くの現場で活用されることを望んでいます。その文脈でお話すると、多くの企業から要望が寄せられているのが外国人材の教育です。

すると考えています。また、CCUSを通じて、こうした資格やスキルが正当に評価されるようになれば、外国人材のモチベーションも高まるでしょう。

**谷脇** 決して無視できない問題が、許可なく外国人就労者を業者に紹介する“闇ブローカー”の存在です。これまでは技能実習生が「稼げる」の誘い文句に乗ってしまい、失踪するケースもありました。しかし、CCUSが浸透していけば、キャリアを積み、その先には特定技能1号、2号を目指すという道筋を示すことができます。最近の日本人の若者は、「自分をどう育ててくれるのか」を重視する傾向があるといわれています。企業側も教育訓練の体制を整え、スキルアップの機会を提供することが求められています。これは決して日本人に限らず、世界においても同様の声があるのではないかと思います。

### —訓練施設の拡充も業界内の課題の一つではないでしょうか？

**三野輪** 日本の建設業界では、教育訓練の制度がまだ十分に整っていないのが現状です。例えば、富士教育訓練センターのような施設がありますが、すべての外国人材が受講できるキャパシティはありま

せん。そのため、企業や地方自治体が独自に教育プログラムを実施していますが、それでも不足している状況です。東京都では、特定技能外国人向けの教育プログラムを無償で提供していますが、ほかの都道府県では同様の取組みが進んでいません。今後は、全国的に教育訓練の体制を強化する必要があります。

**谷脇** そうですね。特に、キャリアアップのための訓練を体系化し、資格や経験年数と並んで評価の一部とすることで、より効果的な教育が可能になります。訓練を受けた履歴が残る仕組みを整えることで、外国人材にとっても安心して働ける環境が整います。これが、新しい人材を惹きつけるための重要なアピールポイントになるでしょう。

## 労働条件や職場環境の“質”の向上を目指す

### —外国人の労働条件についてはいかがでしょうか？

**三野輪** アメリカやヨーロッパを見ると、専門学校に一定期間通って単位を取得し



たら、企業に勤めた際にはある程度の給与額からスタートする仕組みができています。しかし、同じ先進国でも日本はなかなかそれが実現できていない。その点についてもJACは大きな課題と捉えています。世界基準と照らし合わせても劣ることのない受入体制があれば、より優秀な外国人材からも注目されるはずです。

**谷脇** 外国人材が日本で働くことに誇りをもち、長く働き続けるためには、業界

全体でのサポートが必要です。そのためにも、労働条件や職場環境の質を向上させることは必要不可欠です。外国人材が建設業界で重要な役割を果たすことは、日本の経済と社会の安定にもつながります。

**三野輪** 今後は、外国人が日本で安心して働けるように、業界全体で支援していくことが求められます。これからも、JACとしては外国人材の教育には特に力を入れていきます。建設業界における外国人材の存在感はますます大きくなるばかりです。現状ではまだ課題が多いですが、外国人材が日本の建設業界で長期的に働けるような仕組みづくりをJACが中心となって進めていきたいと思っています。

**谷脇** JACの取組みは、たいへん重要だと思います。おおいに期待しております。日本の建設業が持続可能でよりよい未来に向かうよう関係者で力を合わせてまいりましょう。

聞き手：JAC編集部 2024年7月10日取材



PERSON

JAXA宇宙飛行士

古川聡

「イージーゴーイング」でいこう

JAXA宇宙飛行士の古川聡さんは、2023年8月からおよそ半年間、国際宇宙ステーション（ISS）に滞在し、2024年3月、無事地球に帰還しました。古川さんのISS長期滞在は2度目で、通算滞在時間は日本人で2番目の長さとなりました。そんな古川さんに、宇宙という特殊な空間で外国人クルーと良好なコミュニケーションを築くためのヒントを伺いました。

聞き手：JAC管理部 2024年6月19日取材

## 配慮はするけど、遠慮はしない

— ISSでは外国人とチームワークを発揮するためにどのようなことを意識していましたか？

基本的な考え方として、お互い人間同士として信頼し、敬意を払って接することを心がけていました。国際宇宙ステーションでの生活は、例えて言えば「寮」での生活に近いと思っています。「クルークォーター」という寝袋で寝たりする個室がありますが、広さは電話ボックスほどで、それが上下左右に4部屋つながっています。そこに仲間が寝ているので、夜中に大きな音を立てたらまずいわけです。そうした環境での生活を半年ほど続けるには、お互いのプライバシーにしっかり配慮することが大切になります。逆を言えば、そうした気遣いがあるからこそ、本当の同志になれるのです。

— 物理的に距離がかなり近い空間での生活で、トラブルはなかったですか？

英語でリラックスやのんびりを意味する「イージーゴーイング」という言葉があります。我々クルーは「イージーゴーイング」の考え方がベースにあるので、ギスギスするようなことは特になかったです。自分なりの強いこだわりを共同生活にもち込むと、息苦しくなってしまうもの。状況に応じて「それでもいいよ」と、お互いの意見を尊重し合うことは大切で、ルールさえ守られていれば、細かいところはあんまりこだわらないのが良かったように思います。もちろん、そうした間柄になれたのは、地上での厳しい訓練で時間を共有したからではありません。

— クルーとの強い絆を生んだ訓練の内容に興味があります

例えば緊急事態対処訓練です。急に火災が起こって緊急脱出をするという想定で、仲間が近くにいたら酸素マスクをしっかりとつけているかを確認し合います。それからそれぞれの役割として煙が広がるのを防ぐためのハッチやドアを閉めるなど、ひとつ間違えたとおおごとに発展するような作業を、二人1組のパディシステムで連携しながら進めます。そうした緊張感のある訓練を繰り返すうちに、お互いの信頼関係が高まって命を預けられるような関係になっていくのです。

— 緊急事態を想定したなかでの共同作業が信頼関係を生むわけですね

はい。また、もうひとつ良かったのは、アメリカでのリーダーシップ訓練です。野外で1週間ほどすごし、テントに寝泊まりするので、心身ともに疲労が出て大変だったのですが、そうした時こそ素の自分が出やすく、お互いをより理解できたんですね。そうやってお互いをより良く知っていき、信頼関係を築いたからこそ遠慮なく何でも言えるようになるのです。そのうえでチームが成り立っていくのですが、ここで注意しないといけないのが、リーダーが強すぎるとほかの人たちが



怖くてものを言えなくなるということ  
です。リーダーも完璧ではないので、見えて  
いないこと、気づけていないことが多々  
あります。そんな時、ほかの仲間が気づい  
たことを伝えられたほうがチームとして  
得になりますよね。訓練ではそうしたこと  
も学んでいたの、意見を言い合える  
関係づくりはかなり意識していました。  
配慮はするけど遠慮はしなくていい、そ  
ういう関係性を築けたことも今回のプロ  
ジェクトの成功の要因だと思います。



## 月面基地での作業に 日本の技術・技能が活かされる日も

### — 今後の宇宙プロジェクトについて 教えてください

少し先になりますが、JAXAでは月面に  
基地を建設する構想が練られています。  
間違いなく世界でも先進的といわれる

日本の建築技術が活かされるでしょう。  
その際、チャレンジングな試みとして、建設  
資材を地球から現地に持って行くのでは  
なく、現地で調達することが考えられてい  
ます。例えば、レゴリス(月面の砂)はコンク

リートとして活用できる可能性を秘めてい  
ます。実際に使うとなれば、加工技術が  
必要になる。いまだ誰もなし得ないこと  
なので、そうした面でも日本独自の技術・  
技能が役立つはず。ぜひ建設業界の  
皆様にも宇宙開発に興味をもってい  
ただきたいと思っています。

### — 月面基地とは夢がありますね

そうですね。基地は月面に<sup>たてあな</sup>ある豎穴の  
なかで作ると言われています。月面は昼夜  
の温度差が非常に大きく、日向だと100  
度以上、日陰だとマイナス100度にまで  
なるとんでもない世界なので、人が活動  
するのは困難です。そこで、天然の空洞の  
なかなら温度変化が少なく、放射線からも  
守られる「自然の要塞」になるのではない  
かと予測されています。ただし、豎穴を  
活用するにも特殊な技術と困難な作業が  
必要になるので、日本の建設業の皆様  
にも挑戦していただきたいですね。JAXAと  
日本の建設業が力をあわせれば、きっと  
宇宙開発に貢献できるはず。

### Satoshi Furukawa

JAXA宇宙飛行士

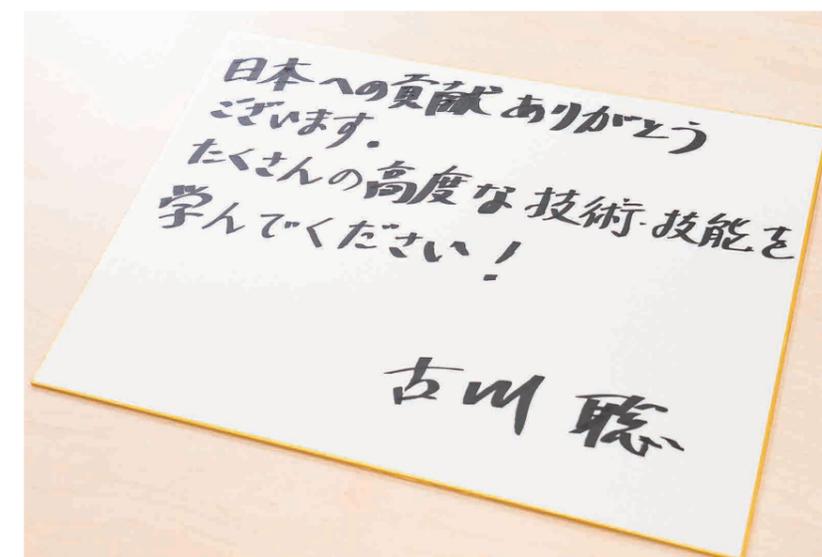
1964年神奈川県生まれ。2011年にISSで約5カ  
月半滞在し、「きぼう」での実験や最後のスペース  
シャトルミッションの支援を実施。2023年8月、  
クルードラゴン宇宙船運用7号機に搭乗し、第69  
次/第70次長期滞在クルーとしてISSに約6カ月  
半滞在。微小重力環境を利用した実験や有人月  
探査に向けた技術実証を行った。



## 対等な「人対人」として、また仲間として、リスペクトをもって接してほしい

### — 最後に、建設現場で働いている方々への エールを色紙にしたためていただきました。 どのような意味を込めたのでしょうか？

まず来日という決断をし、建設企業で働いて  
いる外国人の方々には、日本の建設業界で大き  
な力となり、躍進してくれていることへのお礼を  
お伝えしたいと思いました。日本の建設業界には  
たくさんの高度な技術・技能があるので、ぜひ  
それを学んでいってほしいという思いを込めて  
います。そして、そうした貴重な人材を受け入れて  
いる企業の皆様にも一言お伝えするなら、彼ら  
努力する外国人たちを、対等な「人対人」として、  
また仲間として、ぜひリスペクトをもって接して  
いただければと思います。



## 設計業務をベトナムへ移管する 新しいカタチの海外展開

SUGAWARA VIET NAM Co.,Ltd

株式会社菅原設備  
代表取締役社長

**菅原 直樹 さん**  
NAOKI SUGAWARA

母国でも技術と技能を活かせる  
職場を作りたい

— 事業内容を教えてください

現地法人「SUGAWARA VIET NAM (以下、菅原ベトナム)」では、株式会社菅原設備で行っている日本の設計業務の約80%を担当しています。具体的には、日本の自治体ごとに異なる図面規格に合わせた設計業務をベトナムで行い、配管の施工も一部手掛けています。わかりやすく言えば、設計を行う部署をそのままベトナムへ移したというイメージです。これによりCADを使える優秀な人材を安定的に確保でき、また人件費なども日本で採用した場合と比べたら、コストダウンできるというメリットがあります。

— 海外展開のきっかけはなんだったのでしょうか？

2017年に国土交通省が主催するミャンマーへの視察団に参加したことです。現地で水道インフラが整備されていない様子を見て、これは市場として大きな可能性があると感じました。そして、同時に技能実習生が帰国後に日本での経験を活かしていない現状を知り、何とか彼らの母国でも技術と技能を活かせる場を作りたいと考えようになったのです。そこで、当社ではミャンマーとベトナムに進出することを決定しました。

ちょうどその頃、入社したのが菅原ベトナムで代表を務めているフォンさんです。彼が入社して3年経った頃に、「母国で水道技術を広めるため、現地法人を設立したい」という話をされて、そこから本格的にベトナムでの事業展開が始まりました。

— 現地法人を立ち上げるためにどのような手順を踏んだのでしょうか？

実は、彼が自ら事業計画書を作成し、資本金の半分を負担してくれたので、私はほとんど何もしていません。彼一人で事業の立ち上げに必要な手続きや準備など一式をすべて段取りしてくれたのです。実際に私自身がベトナムへと足を運んだのは、菅原ベトナムがオープンするタイミングでした。フォンさんが信頼できるパートナーとして現地で何もかも整えてくれたおかげで、本当にすべてがスムーズに進みました。

**ベトナムのスタッフが  
研修で来日する制度を導入**

— 進出先にベトナムのダナンを選んだ理由は？

フォンさんの出身地だからです。自分の

立場に置き換えて考えた時、愛知県に生まれ住んでいるのに北海道や九州で新たな事業を立ち上げろと言われてたら、少し心が折れてしまうかもしれません。同じように、彼がどこで働きたいかを考えた時、ダナンが適していると思いました。やはり、自分が一番働きやすい環境で事業を展開することが、成功率を高める鍵になると感じたので、そこでGOサインを出しました。

— 現在では本社である菅原設備とどのような連携を取っていますか？

現在、菅原ベトナムで採用したスタッフが1年間、日本で研修を受ける制度を導入しています。日本式の仕事の進め方を学んでもらっています。まず日本の現場で基本的な水道配管の技能を学び、次に設計業務に取り組むという流れです。また、ベトナムと日本の連携は、共有サーバーを活用して図面や

母国に帰国した外国人就労者と連携し、海外進出を果たしたのが水道設備事業を手掛ける株式会社菅原設備です。2019年にベトナムの観光地としても有名なダナンへと進出し、現地法人「SUGAWARA VIET NAM」を設立。日本の技術と技能を海外で広めるその取組みには、フォンさんというベトナム人の信頼できるパートナーが深く関わっていました。

聞き手：JAC編集部 2024年9月25日取材



SUGAWARA VIET NAM Co.,Ltd  
Managing director

**フイン ゴック フオン さん**  
HUỲNH NGỌC PHƯƠNG

データをリアルタイムでやり取りする体制を整えており、定期的に日本側の責任者とも連絡を取り合っています。

— 今後の展開を教えてください

コロナ禍の影響でストップしていたベトナムでの事業を拡大していきたいと考えています。特に、現地での配管工事の受注を増やし、現地の技術者たちが中心となって働ける体制を作っていくのが目標です。また、日本で技能実習生として仕事をしているベトナム人たちが帰国後に活躍できるような環境も整備していく予定です。フォンさんのおかげで、設計業務の効率化やコスト削減にも成功しています。次は、ベトナムでの成功をほかの国にも広げ、さらなる海外展開を目指していきます。

— 現地での採用基準や育成について教えてください

まず最優先なのはCADが使えることです。次に日本語ができれば良いですが、ほとんどのスタッフは最初、日本語がまったくわかりません。特に専門用語は難しいです。そこで、仕事をしながら一緒に勉強していく形をとっています。仕事後に1~2時間、専門用語を学ぶ時間を設けて、スタッフと共に学び続けています。

— 今後のベトナムでの展開で課題はありますか？

日本とベトナムの建設業には大きな違いがあります。日本では水道、電気、ガスとそれぞれ事業者が分かれて担当しますが、ベトナムではほとんどの作業が同じ事業者によって行われます。水道だけで仕事をもらうのは難しく、また、日本とベトナムでは配管の規格が異なり、日本の規格をそのまま使うことはできません。それでも、日本の水道技術をベトナムで広め、一般化することが私たちの目標です。

- 1 株式会社菅原設備の菅原直樹さん
- 2 図面はすべて日本語表記
- 3 作成した図面のチェックはフォンさんが行う
- 4 「フォンには安心してすべてを任せています」(菅原さん)
- 5 SUGAWARA VIET NAM Co.,Ltdのフイン ゴック フオンさん

CLIP



# 新妻鋼業株式会社

所在地: 埼玉県三郷市半田460 事業内容: 鉄筋工事業



全国の受入企業を取材していると、仕事の時間外に行っている興味深い独自の取組みに出会うことがあります。その内容は、ユニークなものから画期的なものまで、各社さまざま。ぜひ参考にしてみたいかがでしょうか？

新妻鋼業は受け入れ先技能実習生や特定技能外国人が生活するための寮として、「彦成寮<sup>ひこなり</sup>」を運営しています。現在、インドネシア人13名と日本人4名が共同生活を送りながら、充実した日々を過ごしています。今回は、寮の特徴や共同生活の様子について、同社の伊藤さんにお話を伺いました。

聞き手: JAC編集部 2024年10月16日取材



取締役工事部 建築部長 伊藤 雅彦 さん

## 受入れのために寮を改築 共同生活で育む仲間との絆



収穫した野菜は夕食のおかず

—寮の特徴を教えてください  
「彦成寮」はもともと日本人のために建てられたもので、特定技能外国人や技能実習生の受入れが決まり、外国人の寮としても使えるようにと今の建物に改築しました。日本人とインドネシア人がそれぞれ別のフロアで生活できるような造りになっていて、技能実習生は二人部屋、特定技能外国人は個室を使っています。

—特定技能外国人や技能実習生が住むうえで、工夫していることはありますか？  
彼らが孤立しないようにリビングを共用にしました。食事などで同居人と顔を合わせることで、お互いに体調やメンタル面の変化にも気づきやすくなります。例えば、誰かが遅刻した時、寮で一緒に住むほかの人に聞けば、「そういえば具合が悪そうでした」というふうに、状況をすぐに把握できます。

—寮を用意したことでメリットに感じていることは？  
共同生活で掃除や片付けなどの基本的なルールが身につくことは大きなメリットです。寮母さんはいますが、掃除などはすべて自分たちでしています。食事も自炊で、洗い物はもちろん、整理整頓もすべて自己管理です。そう

した生活態度は仕事にも大きく影響するもので、実際に仕事での道具の扱いにも表れます。道具を雑に扱うような人は、部屋を覗きにいくと汚かったり、整理できていなかったりする場合があります。そういう場合は生活態度から注意しています。

—彼らの生活の様子はいかがですか？  
当社で受け入れているインドネシア人たちは、とにかく仲がいいのが特徴です。喧嘩したという話は聞いたことがありません。食事についても実家がお弁当屋さんの方がいて、彼自身も料理が得意です。みんなが彼にあれが食べたい、これが食べたいと頼んで、夕食などを作ってもらい、みんなでわいわいと食卓を囲んでいます。本当に家族のような絆でつながっていて、そうした姿を見ていると彦成寮を用意してよかったと感じます。

—敷地内に畑がありますが、会社が用意したのですか？  
寔は、彼らが自分たちで始めたんです。敷地内に土のままになっていた場所があったので、勝手に畑を作ってしまった。その畑でとうがらしやピーマン、トマトなどの野菜を自家栽培したものをみんなで食べています。彼ら

は技術を学びに来ているだけでなく、母国にいる家族に仕送りをするためにがんばっているという人が少なくありません。少しでも生活費を抑えて家族を支えたいという思いを知っているので、自由にさせています。

—今後、予定していることはありますか？  
将来的には、寮をもっと大きくして、個室を増やす計画があります。特定技能になると一人部屋になるので、それを目指してがんばっている技能実習生もいます。安心して生活できる環境を整えてあげることが、彼らのモチベーションにもつながるはず。新しい計画も進めつつ、引き続き、彼らをサポートしていきたいと思っています。



## ベトナム人の技能向上を目指し 内装仕上げ研修コースを開催

日装連(日本室内装飾事業協同組合連合会)は、JAC(一般社団法人建設技能人材機構)の支援を受け、ベトナムにて特定技能外国人を育成する「内装仕上げ研修コース」を展開しています。この研修では、日本で即戦力となる人材を育成するため、現地での技能と日本語の教育に力を入れています。今回は、研修の立ち上げに関わり、現在も運営を担っているベトナム人のヒエップさんに、研修の内容やその目的について詳しく伺いました。



担当者: JAC事業部 ヒエップ

成り立っています。一つ目は日本語教育です。ゼロからN4レベルまで日本語を教え、日常会話だけでなく、内装仕上げに必要な専門用語も学んでもらいます。これは、後々日本に行った時にも、現場でスムーズにコミュニケーションが取れるようにするためです。二つ目は、内装仕上げの技能訓練です。クロス貼りやフィルム貼り、タイル貼りなど、日本の現場で求められる技能を教えています。受入企業のニーズに応じて、カーペット貼りやカーテンの取り付けといった実際の業務に対応した技能も習得してもらいます。

— 研修内容の大きな特徴は？  
何とんでも実践的な指導方法にあり

ます。講師は日本での内装仕上げの経験が豊富なベトナム人で、現場での動作や技能を丁寧に教えています。加えて、日本の内装仕上げ技能をそのまま教えるだけではなく、受講者が理解しやすいように細かい動作や手順をわかりやすく指導しているのも特徴のひとつです。指導中に実際の動作を何度も見せ、受講者がそれを真似して体に覚え込ませて身につけるスタイルです。

また、日本語教育も強化しています。以前は、受講者には社会人向けの日本語学校と提携しそこに通ってもらっていたのですが、現在では専属の日本語講師が私たちの教室に来て、しっかりと指導しています。講師は日本での生活経験も豊富で、実際に日本で直面するであろう状況に基づいた教え方をしてくれています。受講生にとっても、自分が日本に行った際のイメージがしやすく、学びが深まっていると感じています。

— どんな方が参加していますか？

研修は、ベトナム国内の短期大学生を中心に参加しています。友人、知人から研修を紹介されて参加した人や、ホームページで募集を見て応募した人もいました。年齢層も幅広く、18歳の若い受講者もいれば社会人もいます。どの方も日本行きを熱望しているので、やる気に満ちているのが印象的です。



集中力を維持するため、日本語の授業と実技講習を午前と午後に分けて行う

研修ではその成果を確認するため、中間と最終の効果測定テストを行います。このテストでは、実技と日本語の模擬テストを行い、受講生の進捗を確認します。中間で特に優秀な成績を取った受講生は、最終テストが免除されることもあります。例えば、2023年度に開催された第3回目の研修では、12名中11名が5段階中Bランク以上の成績を獲得し、その多くが日本の現場で即戦力として働ける見込みです。また、初めて参加した研修生のなかにも、特に優秀な方が中間テストでBランクを取り、最終テストを免除されるケースも出てきています。

### 内装はベトナム人が 特性を活かせる職種

— 担当者としての思いを聞かせてください

私自身も長い間日本で働いてきましたが、ベトナム人が日本でしっかりと活躍できるように支援したいという強い思いがあります。ベトナム人は勤勉で手先が器用なことが特徴です。内装仕上げの仕事は、その特性を最大限に活かすことができる職種だと思っています。

また、日本に渡る前にしっかりと教育を受けることで、日本での生活や仕事がスムーズに進むようにしたいという思いもあります。過去には、日本に来たものの、十分な教育がないために苦労した方も多くいました。私は、そのような状況を改善したいと思い、この研修を通じてより多くのベトナム人が成功するための基盤を築きたいと考えています。

— 今後の展開について教えてください

今後、ベトナムでの「内装仕上げ研修コース」はさらに拡大していく予定です。現在はハノイを中心に展開していますが、その他の地域でも開催を計画中です。受講生が日本で働くために必要な試験や手続きのサポートも充実させ、日本の企業とのマッチングも強化し、より多くのベトナム人が日本で安定した職を得られるよう、支援を続けていきます。



天井貼りなど難易度が高い作業も行う

### 日装連とJACが協力し 育成プロジェクトを始動

— 研修の内容について教えてください

本事業は2023年3月からスタートした、日装連とJACが協力して展開するプロジェクトです。建設業全体にいえることですが、技能実習生は日本に来てゼロから技術技能を学び、現場で活躍できるまでに1年以上かかることが課題であり、内装仕上げ業界でも同じです。それを改善するために、事前に現地で日本語と技能を身に付けてもらい、企業にとっても技能実習生にとっても負担を減らすことが狙いとなります。

研修コースの内容は、二つの大きな柱で



技能訓練では「日本式」の作業方法を教えている

### 講師や受講者の声



#### 実技講師 マインさん

日本で技能実習生として4年間、クロス貼りの仕事をしていました。その時、腕の立つ職人に教えてもらったおかげで、現在もハノイで引き続き内装業をしています。講師としてのやりがいは、私が日本で学んだ技能を次世代に伝えられることです。生徒たちの吸収の速さや、丁寧な作業をする姿勢には驚かされ、彼らの成長を感じるたびに非常にうれしく思います。



#### 受講生 イエンさん

クロスを貼って仕上がった後のきれいな空間を見るのが好きで、それが内装仕上げの一番の魅力です。最初は天井貼りがとても難しかったのですが、練習を重ねて今はできるようになりました。研修では友達と一緒に受講していて、励まし合っているのが、不安は少ないです。日本に行くのが夢で、できれば長く働きたい。親を日本へ旅行に連れて行ってあげたいとも思っています。



#### 日本語講師 フオンさん

2010年頃に名古屋で技能実習生として仕事をしていましたが、当時は特定技能制度がなく、帰国するしかありませんでした。今は、自分が実現できなかった「日本で働く夢」を、生徒たちがかなえてくれることが最大の喜びです。授業ではわかりやすくイラストやスライドを使って単語や文法を説明しています。一人ひとりの吸収力に合わせて教えるのは大変ですが、大きなやりがいがあります。



#### 受講生 トンさん

経済発展している日本で活躍したいという思いから応募しました。日本で働くことができたら、自分の能力も伸ばすことができるのも楽しみです。日本語の勉強が好きで、リスニングを強化するために散歩中にも日本語の音声を聴いています。将来の夢は、日本で働いて技術技能を学び、その後ベトナムで独立し、日本の内装材を普及させる会社を立ち上げることです。



# 共生の Hint

## 入管法の改正と育成就労制度の創設

2022年から議論されてきた技能実習制度および特定技能制度の見直しについて、2024年6月に技能実習制度を育成就労制度へ改革する育成就労法が成立し、公布されました。今回はこの育成就労制度の概要を見ていきたいと思います。



弁護士法人 Global HR Strategy 代表社員弁護士

Shohei Sugita

杉田 昌平 さん

弁護士(東京弁護士会)、入管局出済弁護士、社会保険労務士。慶應義塾大学大学院法務研究科特任講師、名古屋大学大学院法学研究科日本法研究教育センター(ベトナム)特任講師、ハノイ法科大学客員研究員、法律事務所勤務等を経て、現在、弁護士法人 Global HR Strategy 代表社員弁護士、独立行政法人国際協力機構国際協力専門員(外国人雇用/労働関係法令及び出入国管理関係法令)、慶應義塾大学大学院法務研究科・グローバル法研究所研究員。

### はじめに

日本の在留外国人は、2023年12月末時点において約341万人と、過去最高となっています。増加数を見ると、2022年12月末に約307万人だった在留外国人数は、約33万5,000人も増えていることがわかります。33万5,000人という数字は、埼玉県越谷市や福島県いわき市に匹敵する規模になります。

また、仮に毎年33万5,000人の規模で増加した場合、2年間で67万人が増加することになりますが、67万人という規模感が高知県、島根県、鳥取県の人口と同じかそれよりも多い数字となります。

このように、1年で市が1つ、2年で県が1つ増えていくようなペースで在留外国人は増加しており、それに伴って外国人雇用も増加しています。この背景には、少子高齢化による担い手不足があることに疑いの余地はありません。

そして、外国人雇用の増加を牽引するのは「技能実習制度」であり、「特定技能制度」です。実際に、直近の同在留資格での入国者数を見てみると、2023年に技能実習制度は18万3,030人、特定技能制度は4万3,626人と、在留外国人の増加に対して大きく寄与しているといえます。

このように、日本の外国人雇用制度において重要な役割を担う「技能実習制度」および「特定技能制度」ですが、両制度は「技能実習制度」を発展的に解消し、「育成就労制度」とする改正が行われました。

### 改正の流れ

技能実習法および特定技能制度が創設された際の改正入管法の附則に、それぞれ見直しが進められていたため、2022年の年末から両制度の制度見直しが始まりました。両制度の見直しは、①有識者会議、②与党提言、③政府方針、④改正法の成立

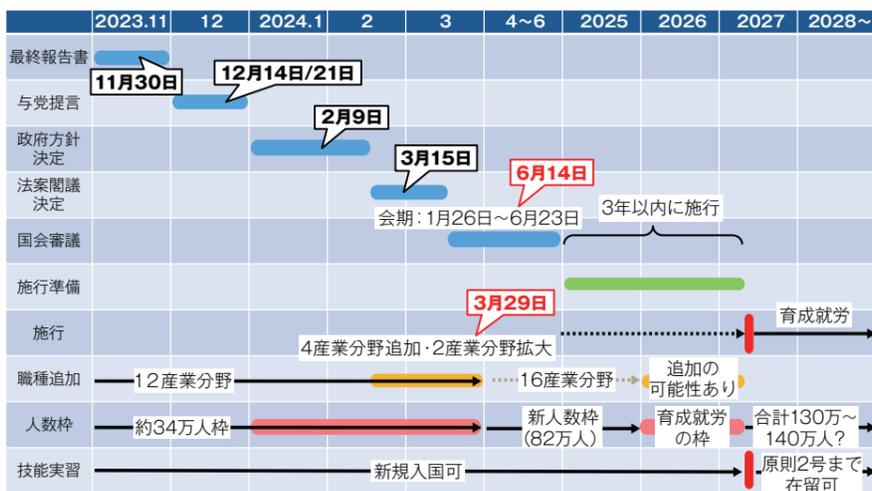


図1 育成就労制度創設への流れ(筆者作成)

という順番で進行了。また、これと並行して後述の特定技能制度における人数枠の再設定と産業分野の追加が行われてきました。

これらの流れを図にまとめると、図1のとおりとなります。最終的に、2024年3月15日に技能実習法などを改正する法案(育成就労法案)が国会に提出され、6月14日に参議院本会議で改正法が成立し、6月21日に公布されました。

### 育成就労制度とは

育成就労制度は、①段階的な日本語能力

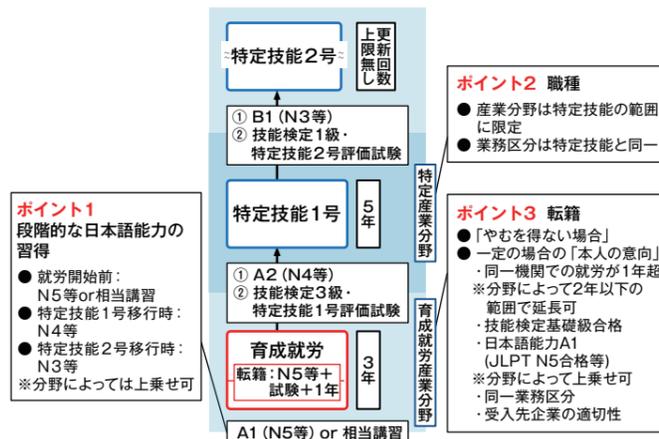


図2 育成就労制度の概要(筆者作成)

の習得、②職種、③転籍の3点に特徴があるといえます。(図2)

### ポイント1 段階的な日本語能力の習得

新たな制度である「育成就労」では、就労開始前、「特定技能1号」移行時、「特定技能2号」移行時に、それぞれ一定の日本語能力がなければ就労開始ないし移行ができない制度となることが検討されています。

各段階で必要とされる日本語能力および技能水準をまとめると図3のとおりです。

このような段階的な日本語能力の習得が制度化されることで、より日本語教育の充実化が図られるものといえます。また、技能に関する段階的な修得についてもこれまでと同水準の技能の修得が必要となります。

### ポイント2 職種

育成就労制度では、対象となる職種の考え方がこれまでの技能実習制度における「職種・作業」から、特定技能制度の考え方である「産業分野・業務区分」に統一されます。

建設業分野では、22職種33作業が設けられていますが、今後、特定技能と同様に産業分野・業務区分の考え方に整理されることとなります。

### ポイント3 転籍

新たな制度である「育成就労」では、①やむを得ない場合の転籍の明確化・円滑化と、②一定の本人の意向による転籍を認めることが検討されています。

「やむを得ない場合」については、労働条件の相違によっても転籍を認めるよう

柔軟化が指向されており、これまでより、より丁寧な労働条件通知を行うなど、「聞いた話と違う」といった事態が生じないように労働条件の説明を行う必要性が高まることが予想されます。

### 特定技能制度における産業分野の追加および人数枠の再設定について

これまで見てきた育成就労法案が国会に提出される流れと並行して、特定技能制度においては開始から5年が経ち、当初設定された5年間で約34万人の受入れ人数枠について、2024年4月1日以降の人数枠をどうするかが検討されてきました。

そして、2024年3月29日に閣議決定が行われ、2024年4月から5年間の受入れ人数枠を82万人とし、建設業分野は8万人の受入れ枠が設定されています。

### 経過措置とスケジュール

最後に、育成就労法の施行のスケジュールについて見ておきたいと思います。

法の附則によれば、育成就労制度に関する改正法は公布後3年以内に施行されることとなっています。つまり、育成就労法は2024年6月14日に成立したため、2027年6月までに施行されることとなります。

この時の経過措置ですが、まず、育成就労制度が始まる時点まで、現行の技能実習制度での受入れは可能です。現行の技能実習制度で入国した者については、

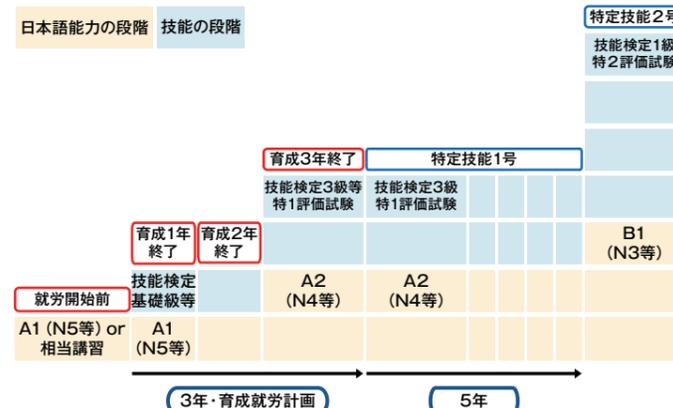


図3 育成就労制度の人材育成の内容(筆者作成)

原則として、現行の在留資格「技能実習」により2号実習まで実施可能となります。

また、技能実習計画の認定申請中など、手続きの最中であった場合、施行後3カ月以内に入国できるようであれば、従前の在留資格「技能実習」での入国が可能であり、同様に原則として2号実習まで実施可能となります。

そのため、2027年4月1日に育成就労法が施行されると仮定した場合には、最後の技能実習生は2027年6月末に入国することとなり、2030年6月頃に帰国することとなります。

なお、この仮定の場合2027年7月以降の新規入国は育成就労制度によることになり、現行の技能実習制度で在留する者は徐々に帰国していき、2030年7月頃に完全に育成就労制度に切り替わることとなります。

### まとめに代えて

今回の改正は、30年にわたり日本の技能労働者の受入制度の中心的な役割を担ってきた技能実習制度を改革するものであり、送出国から見た国際労働市場でも、日本の国内の実務においても、非常に大きな影響のある改正になると思われます。

今後は、現行の制度での受入れおよび実習や就労を適切に行いつつ、並行して育成就労制度への対応の準備を進めていくことが望ましいといえます。

受入企業で働く日本人と外国人の日常をゆる〜く綴るコーナーです。言葉の違い、文化の違い、笑いのツボの違い。いろいろあるけど、一緒に働いたらお互い笑顔になる瞬間はたくさんあるもの。そんな日々の「ちょっとした出来事」を4コマでお届けします。

### 翻訳



### 日本名



### 通訳



### 知らない顔





世界には日本が技術提供をして建造した施設や公共物がたくさん存在します。それは、我が国と現地をつなぐ大切な交流の証。そんな海外の事例を紹介していきます。



SYMBOL

## インドネシア初の地下鉄 安全運行を支える“日本式”防災訓練



## MRT南北線 | インドネシア



2019年3月、インドネシアのジャカルタでMRT南北線が開通し、同国初の地下鉄として大きな注目を集めました。当時、開通に先立ち、実施されたのが防災訓練で、日本の鉄道コンサルタントの指導のもと、現地のMRTジャカルタ社のスタッフを中心に行われました。ホームでの火災発生を想定し、初期消火から乗客の避難誘導、警察・消防との連携までをシミュレーションして実施。当日、立ち会っていたJICA担当者によると、MRTジャカルタ社のスタッフや駅長は緊張感のなか、避難誘導の手順を忠実に実行していたとか。「日本の鉄道コンサルタントは、安全意識を高めるため、非常停止の判断を躊躇しないよう現地スタッフに繰り返し指導を行っていました」(JICA担当者)。

開業から5カ月後、早速成果が表れます。ジャワ島西部で発生した大停電では、電車がストップする事態が発生しましたが、訓練の経験が活かされ、乗客の避難が迅速に行われたそうです。開業後も日本の支援は続き、鉄道インフラの拡大が進行中です。東西線の建設も進められており、日本とインドネシアの協力によって、今後さらに安全で効率的な交通網の発展が期待されています。

記事監修・写真提供：独立行政法人 国際協力機構(JICA)



SYMBOL

# Ideabook

親睦の  
アイデア帳

海外には日本であり知られていない魅力がたくさんあります。外国人と上手く付き合うアイデアとして、アジアを中心とした国々で子どもの頃から親しまれているカルチャーや料理などを紹介していきます。



## Trứng rán thịt băm

ベトナムの食卓を彩る“ひき肉入り卵焼き”

## Trứng rán thịt băm

[ ツン ザン ティッ バム ]

ベトナム版“お袋の味”として親しまれる卵料理

ベトナム料理といえば「フォー」や「バインミー」が有名ですが、ベトナムの家庭で親しまれている一品に「Trứng rán thịt băm (ツン ザン ティッ バム)」、日本でいう「ひき肉入り卵焼き」があります。日本人にとっても馴染みやすいシンプルな料理で、特に忙しい家庭の食卓に頻繁に登場する定番のおかずです。

「Trứng rán thịt băm」は、卵とひき肉を主な材料とし、ネギや魚醤で風味を付けて焼き上げます。調理方法はシンプルですが、各家庭によって味付けや使用する食材に違いがあり、ベトナム

の地域ごとのバリエーションも楽しめます。味は日本でも食べられる一般的な卵焼きとほとんど同じで、ひき肉が入っているため、白米がどんどん進み、子どもから大人まで幅広く人気があります。

この料理の魅力は、簡単に作れることに加え、栄養満点であり、ベトナムの食卓に欠かせない存在である点です。トッピングとして香草やスライスした唐辛子を加えたり、甘酸っぱいタレで味を調えたりすることもあるとか。また、ベトナムのほかの料理と一緒にプレートに盛り付けると、カラフルでおいしそう一皿になります。

最近では、日本のベトナム料理レストランでも見かけることが増えており、興味があればぜひ一度味わってみてはいかがでしょうか？

## 研修・訓練参加の 特定技能外国人が 各国から続々入国

JAC正会員団体の日本室内装飾事業協同組合連合会（以下、日装連）と日本型枠工事業協会（以下、日本型枠）が実施している研修・講習を経た特定技能外国人が、それぞれベトナムとインドネシアから来日しました。JACの助成制度を活用した研修・講習を受講しての入国者は両国ともに初となります。



▲福岡国際空港で記念撮影



▲出迎えに思わず笑顔がこぼれる二人

### 日本の技術を継承へ ベトナム人技能者が来日

株式会社イマムラ（佐賀県鳥栖市）への就職が決まったベトナム人2名が、2024年11月7日に福岡国際空港に到着しました。来日したのは、キエウ ミンスアンさんとホ スアン チョオンさん。JACが支援し日装連がベトナム国内で実施している「内装仕上げ研修コース」の受講生です。受入れ先となる株式会社イマムラの小柳社長は空港に出迎え、「近年、日本人の採用が難しくなっている。特定技能外国人の採用を通じて、日本の技術を伝えていきたい」と二人への期待を寄せます。日装連の椎津副理事長は、「会員により多くのベトナム人技能者を紹介できるように組合として取り組んでいきたい」と、今後の方針を述べました。



▲広島国際空港で記念撮影



▲日本は寒いと語るみなさん



### インドネシアからも続々と到着

日本型枠がインドネシアで行った「型枠施工技能訓練」の参加者19名のうち2名が2024年10月1日に広島国際空港に到着しました。受入れ先である株式会社HI-TO（広島県呉市）の竹内社長は「外国人材を積極的に採用し、安定的な運営を目指したい」と述べています。入国したガンディ ディアン レターさんとムハammad ナフィス ヌル カイルラーさんは、「日本語を上達させ、早く仕事を覚えたい」と前向きな姿勢を示しました。また、11月15日には第二陣のリズキ プトラ ブラタマさん、ヒルミ ファジャル ブディマンさんの2名が羽田空港に到着。受入企業となる行方建設株式会社（埼玉県川口市）の歓迎を受けて入国を果たしています。さらに11月20日には、株式会社神田工務店（静岡県三島市）に入社する6名が入国しました。今後、さらなる取り組みの広がりに期待が高まります。



## 受入企業のお役立ち支援！

JACでは、特定技能外国人が建設業界において中長期的に活躍できるよう、下記の2つに注力して取り組んでいます。

特定技能外国人のスキルアップに資する講習・研修実施支援

特定技能外国人にとって働きやすい職場づくり支援

主に特定技能1号の方向け

## 研修・講習サポート

優秀な外国人材の採用・育成をトータルに支援！

JACは、受入企業の皆さまのご要望にお応えし、支援事業を正会員団体傘下の建設企業ならびにJAC賛助会員向けに提供しております。JACは、正会員団体の研修・講習の企画や費用を原則として全面的にサポートいたします。

いま、特定技能外国人を雇用している受入企業さまへ

### 1. スキルアップ技能研修でサポート

就労中の特定技能外国人向けに、各職種の正会員団体が、技能検定2級相当の技能研修でスキルアップをサポートし、特定技能2号を目指す方のステップアップを後押しします。

### 2. 特別教育・技能講習等でサポート

就労中の特定技能外国人および将来特定技能外国人として雇用する予定のある技能実習生に対して、特別教育・技能講習等を受講させ資格を取得させた場合に、かかった費用の一部をJACが負担いたします。

**受入企業から直接申請** 申請資料、申請方法の詳細情報はこちらをご覧ください。  
<https://jac-skill.or.jp/support-service/special-course.php>

※この支援事業は、厚生労働省の建設労働者技能実習コースを受講し、中小企業建設事業主として経費助成を受けた場合を対象とし、当該助成経費部分を除きJACが負担するものです。

—CHECK!!—



特定技能外国人を雇用予定の受入企業さまへ

### 1. 基礎教育のサポート

特定技能として就労を希望する外国人に対して、各職種の正会員団体が、基本的な技能に関する研修・講習を実施し、技能の習得をサポートします。基本的な技能を身につけてもらうので安心して雇用できます。

### 2. 採用活動のサポート

特定技能として就労を希望する外国人に対して、各職種の正会員団体が、職種説明、募集・面談のサポートをします。外国人自らが業務内容を事前に理解することで、スムーズに職場に入ることができ、受入企業と外国人のミスマッチを防ぎます。

制度理解を深める

## 「受入れ後講習」で入社後の特定技能外国人をサポート

「受入れ後講習」は、在留資格「特定技能」として、建設分野での就労をスタートさせる外国人のために、一般財団法人国際建設技能振興機構(FITS)が実施しています。国土交通大臣から建設特定技能受入計画の認定を受けた受入企業は、特定技能外国人の受入れ後、原則6カ月以内に、特定技能外国人にこの講習を受講させることが義務付けられています。「受入れ後講習」は建設分野の特定技能外国人が、自分たちに関わる受入れや保護の仕組みを理解することが目的です。



無料で学べる

## ①日本語講座

日本語のレベルアップを目指す無料講座

特定技能外国人が無料で受講できる日本語講座です。日曜日に開催する対面授業コースや、平日や日曜のオンラインコース、建設現場で使える日本語を学ぶコースなど、受講者に合わせた各種コースを用意。受入企業の技能実習生も対象となります。



※写真はイメージです。

日本語講座  
について  
のお問合せ

☎ 0120-220353  
月～金(土日祝日・年末年始除く)  
9時00分～17時30分  
✉ nippongo@jac-skill.or.jp

詳細はこちら



特定技能外国人向け

## ③CCUS手数料支援

CCUS手数料を全額支援  
申請はこちら！

特定技能外国人の受入には建設キャリアアップシステム(CCUS)への事業者登録などが必要です。JACでは事業者の管理者ID利用料と、能力評価手数料を全額支援しています。※令和5年度手数料分から対象となります。



CCUS  
手数料支援  
について  
のお問合せ

☎ 0120-220353  
月～金(土日祝日・年末年始除く)  
9時00分～17時30分

詳細はこちら



特定技能外国人向け

## ②一時帰国支援

特定技能外国人  
1人5万円を支援

JACでは外国人の一時帰国にかかる費用を一定額支援しており、今年度からさまざまな要件を緩和します。支援金は1人につき5万円(1人1回限り)。1号に加え、受入企業の2号特定技能外国人も対象とします。※令和5年4月1日以降対象とします。



一時帰国支援  
について  
のお問合せ

☎ 0120-056-045  
月～金(土日祝日・年末年始除く)  
9時00分～17時30分  
✉ ichijikikoku@i-rac.co.jp

詳細はこちら



1号特定技能外国人向け

## ④補償制度

万が一の時に  
無料で使える「労災上乗せ補償」

受入企業が特定技能外国人に対して、規程に従い給付した見舞金に相当する金額は、JACが加入する保険契約に基づき、受入企業から保険会社へ保険金請求が可能です。



補償制度  
について  
のお問合せ

☎ 0120-514-049  
月～金(土日祝日・年末年始除く)  
9時00分～17時30分  
✉ jac-hosho@inss.jp

詳細はこちら



CHECK!!

詳しくはJACのホームページをご覧ください。

<https://jac-skill.or.jp/support-service/>



詳細はこちら

# ⑤ オンライン特別教育

## パソコンで無料オンライン受講!

JACでは建設分野の特定技能外国人などを対象とした特別教育を、外国人の母国語で提供いたします。この機会にJACが提供する「オンライン特別教育」をぜひご活用いただき、特定技能外国人などの労働安全衛生に努めてください。



### オンライン特別教育のラインナップ

対応言語

英語

ベトナム語

インドネシア語

中国語簡体字

カンボジア語

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育、足場の組立等の業務に係る特別教育の申込を開始しています

#### フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (学科4.5時間+実技1.5時間)

##### 受講対象者

高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墮落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う者

#### 足場の組立等の業務に係る特別教育 (学科:6時間)

##### 受講対象者

足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務を行う者(地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く。)

#### 新規入職者安全衛生教育 (学科:2時間)

##### 受講対象者

新規採用者、雇入れ時の教育を受けていない者

#### 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 (学科:5.5時間)

##### 受講対象者

酸素欠乏症または硫化水素中毒のおそれがある作業に従事する作業員(労働安全衛生法施行令 別表第6に掲げられている酸素等欠乏危険場所として作業をする作業員)

#### 自由研削砥石特別教育 (学科5時間+実技2時間)

##### 受講対象者

自由研削砥石及びグラインダの取替え、または取替え時の試運転に係る業務を行う者

#### 丸のご取り扱い従事者教育 (学科3.5時間+実技0.5時間)

##### 受講対象者

携帯用丸のご盤を使用して行う作業に従事する者

### 対象

- 建設工事を営む企業で就業中の「在留資格:特定技能1号」の外国人企業は、講座を受講する外国人の受入負担金を支払っている必要があります。
- 上記①の外国人と同一企業に就業中で特定技能1号に移行する意志のある技能実習生企業は、所属するすべての特定技能外国人の受入負担金を支払っている必要があります。

### 開講スケジュールはこちら

定員に達した場合①の特定技能外国人が優先となります。



## 受講申込み

受講時に使用するパソコンでお申込みください。

### 受講申込みはこちら

受講申込みフォームより申込みしてください。



### 申込みの流れ

1

#### 受講日の選択

2

#### 確認事項

受講条件、受講パソコンの動作の確認など

3

#### 利用規約

4

#### 基本情報の入力

国土交通省認定番号、外国人受講者の情報、日本人担当者(受講当日の同席者)の情報などを入力

5

#### 写真の登録

受講する外国人本人の顔写真、在留カードを登録

6

#### 申込完了

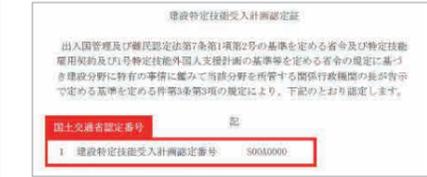
受講に必要な「受講URL・ID・パスワード」は、受講日の3日前を目安に、日本人担当者用メールアドレスにご案内いたします。

### 申込みに際してご用意いただくもの



#### 国土交通省認定番号

「建設特定技能受入計画認定証」に記載の8桁の英数字



#### 日本人担当者の

- 氏名
- メールアドレス
- 電話番号

受講当日同席する日本人担当者の情報



#### 受講する外国人の

- 氏名(アルファベット表記とフリガナ)
- 生年月日

修了証発行のため



#### 受講時に使用するパソコン

- Google Chrome ブラウザに対応していること
- カメラが利用できること



#### 受講する外国人本人の顔写真

- 6カ月以内に撮影したもので、脱帽、正面、無背景、顔がはっきりと鮮明に確認できるもの
- 白黒写真は不可
- 縦横比:縦354ピクセル×横283ピクセル以上、またはファイルサイズが500KB~10MBのもの
- ファイル形式:JPEG(ファイル拡張子が"jpg"または"jpeg")のみ

#### 不適切な顔写真について

- 顔が横向きのもの
- 無背景でないもの
- 背景に影のあるもの
- ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- 帽子、サングラスをかけた人物が特定できないもの



#### 受講する外国人の在留カード

- 本人確認書類のため、顔写真や記載内容がはっきりと読み取れる画像
- 白黒画像は不可
- 縦横比:縦1000ピクセル以上、またはファイルサイズが500KB~10MBのもの
- ファイル形式:JPEG(ファイル拡張子が"jpg"または"jpeg")のみ

### 注意事項

- 受入負担金の納付がお済でない場合は、受講できませんのでご了承ください。
- 受講申込手続きは、所属する企業の日本人担当者が行ってください。
- 受講者一人につき1台のパソコンでお申し込みください。
- 申込時に動作確認を行ったパソコンで受講してください。
- 受講者一人につき1台のパソコンで受講してください。
- スマートフォン・タブレットでの受講は受け付けません。
- 外国人の受講中は、必ず日本人担当者が立会ってください。

※オンライン特別教育のテキスト教材については、本特別教育の受講後にメールでご案内いたします。修了者本人のみが閲覧できます。複写・複製防止のために、無料でのダウンロード提供や印刷提供は行っておりませんので、ご了承ください。

### USER'S VOICE

## 企業の声

株式会社志賀ダクト  
代表取締役 志賀 友仁朗さん

#### オンライン特別教育を利用した感想を教えてください

2名のベトナム人が「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」と「足場の組立等の業務に係る特別教育」を受講しました。当社は外国人を受け入れるのが初めてで、資格を取得させるのにどうしたらよいか悩んでいたのですが、非常に助かりました。

#### 母国語で受けられることが大きな特徴ですが、受講者は内容を理解できていましたか?

はい。まだ専門用語など理解できない言葉が少なくないなか、本人たちも「わかりやすかった」と言っていたので、母国語での受講は安全に仕事を進めるうえで大きく役立つと思います。



有限会社太陽空調  
代表取締役社長 吉岡 雅人さん

#### オンライン特別教育を利用した感想を教えてください

入国したばかりのベトナム人が「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を受講できる場所を探していたところ、タイミングよくJACから受講案内のメールが届いたので利用しました。



#### サービスにどのような魅力を感じていますか?

資格を取得するのに通訳をつけたらお金がかかるのでお得ですし、オンラインで受講できるのも魅力でした。資格は安全に仕事をするためのものなので、取得するだけでは意味がありません。その点、母国語だと理解度が大きく変わるので、とてもありがたいサービスだと感じています。できれば利用できる資格の種類を増やしてほしいですね。今後も利用したいと思います。

### お問合せ先

JAC安全衛生教育窓口 ☎ 0120-36-5378  
月~金(土日祝日・年末年始除く) 8時30分~17時00分  
専用問合せメールアドレス ✉ anzen@jac-skill.or.jp

### 詳細はこちら

JACホームページをご確認ください。



CHECK!!

?

# information

コールセンターからのご案内

当機構コールセンターでは、特定技能外国人制度をはじめ、外国人就労管理システムの操作方法、JACへの入会方法など、いろいろな疑問やお困りごとにお答えしています。

今回は特定技能2号に関するよくあるご質問について説明します。

## 特定技能2号とは？

特定技能外国人制度とは、人手不足が深刻な特定産業分野で外国人を受け入れる制度です。特定技能2号については、長年の実務経験などにより身につけた熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

### Q 「特定技能2号」を受け入れるためには、国土交通省の認定が必要ですか？

在留資格の申請関連においては必要ありません。ただし、外国人就労管理システム上で特定技能1号として「就労中」となっている外国人が特定技能2号へ移行した場合には、システムから「2号移行報告書」の提出が必要です。2号移行報告を怠ると、受入負担金の徴収が続くため速やかに提出してください。



### Q 特定技能2号にも受入負担金は発生しますか？

受入負担金は発生しません。



### Q 特定技能2号の受入には、特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)への加入は必要ですか？

特定技能制度を利用するにあたり、特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)への加入は必要です。

### Q 「特定技能2号」になるための要件は何ですか？

「班長として一定の実務経験」と「技能試験の合格」が必要です。

「班長として一定の実務経験」は職種ごとに定められており、建設キャリアアップシステムでのレベル3相当の経験が必要となります。「技能試験の合格」については、JACが実施する「建設分野特定技能2号評価試験」または、職業能力開発協会が実施する「技能検定1級」どちらかの合格が必要です。一定の実務経験の詳細については、国土交通省の資料をご確認ください。

● 資料はこちら

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/content/001499418.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001499418.pdf)



### Q 企業が少数(親方、日本人従業員、特定技能1人など)の場合、班長としての経験を積む機会がありません。「特定技能2号」にはなれませんか？

班長経験については、同一企業内での経験を求めているわけではありません。建設現場では複数の事業所の同じ作業を行う技能者が、同じ現場に入って共同で作業を行うことが一般的であり、例えば一人親方であったとしても複数の事業所の技能者を指導し工程を管理する者として、その現場の班長や職長に指名されます。企業内外にかかわらず、班長としての経験が積める現場であれば、実務経験日数としてカウントしていただけます。特定技能2号を目指す方のためにも、実務経験を積める現場への配属をお勧めいたします。



## お電話でのお問合せについて

### お電話する前に

お電話をかけられる際は、スムーズにご案内のため可能な限りご協力ください。

企業の状況や申請に関する場合は、受入企業の担当者・代理権を有する弁護士・行政書士の方からのお問合せをお願いいたします。

外国人就労管理システムの資料と一緒にご覧いただきたいため、システムを見られる状態でお問合せください。請求書に関するお問合せにつきましては、お手元に請求書をご準備いただき、システムを見られる状態でお問合せください。

日本国内からは、フリーダイヤル(無料)でおかけいただけます。お気軽にご質問、ご相談ください。

0120-220353

フリーダイヤルをご利用いただけない方 03-6453-0220  
平日 9:00~17:30 土日祝休み

※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。



ホームページからのお問合せはこちら

<https://jac-skill.or.jp/form/inquiry.php>



## お問合せ内容選択

自動音声がお受けいたしますので、お問合せ内容に応じて[ダイヤルキー]と[#]を押してください。

0 # 特定技能外国人制度の変更点について  
特定技能外国人制度の変更点に関するお問合せ

1 # 外国人就労管理システムの操作方法について  
受入企業様による外国人就労管理システムの操作方法に関するお問合せ

2 # 試験について  
建設分野特定技能1号評価試験に関するお問合せ

3 # 仕事を探している人  
求職に関するお問合せ

4 # 入会について  
JACへの入会方法、年会費と受入負担金についてのお問合せ

5 # 特定技能の職種と業務について  
特定技能外国人が就労可能な職種と業務に関するお問合せ

6 # 一時帰国支援制度について  
一時帰国支援制度に関するお問合せ

7 # その他  
上記7項目以外のお問合せ



※お問合せ内容により、携帯電話番号宛にショートメッセージサービス(SMS)を利用したご案内を行う場合があります。その場合、メッセージの受信料はかかりません。

[6] [#] をプッシュいただくと、携帯電話からおかけいただいた方にはSMSおよび音声ガイダンスにて専用窓口の電話番号をお知らせいたします。

それ以外の方には音声ガイダンスにて専用窓口の電話番号をお知らせいたします。